

【公正取引委員会】

規制見直し基準WG：各省ヒアリング調査票

1. 通知・通達等の名称	事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方 （「第9条ガイドライン」）（平成14年11月12日公正取引委員会）
2. 所管府省	公正取引委員会
3. 形式及び宛先	公表（報道発表、公正取引委員会ホームページ）
4. 通知・通達等の性格	公正取引委員会の解釈を示すもの
5. 根拠法令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
6. 通知・通達等の目的及び概要	独占禁止法第9条では事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており、禁止の要件は法第9条第3項の規定で定められているが、公正取引委員会として本条の規定の運用に当たり、あらかじめその解釈を示すことにより、どのような会社が禁止されるかについての事業者の予測可能性を高め、運用の透明性を確保することが重要であると考え、第9条ガイドラインを作成・公表することとしたもの。
7. 通知・通達等の内容を法令の形式で制定していない理由	法第9条第3項で詳しく規定することが困難な点については、法令ではなくガイドラインで解釈を示すことが適当であるため。
8. 通知・通達等の法的効果（強制力の有無など）	第9条ガイドラインは、公正取引委員会としての解釈を示したものであるため、第9条ガイドライン自体には法的な強制力はない。なお、違法性の基準は法第9条第3項であるため、第9条ガイドラインに抵触する場合には、法第9条第3項の要件に照らして総合的に判断することになる。
9. 通知・通達等に従わなかったことによって被る不利益があれば、その内容、法的根拠	上記「8」により、なし。